

可児市 介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表 (令和6年6月施行版)

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | A2 訪問介護相当サービス サービスコード表 | 1 |
| | (可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合。) | |
| 2 | A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表 | 2 |
| | (可児市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。) | |
| 3 | A6 通所介護相当サービス サービスコード表 | 3 |
| | (可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合。) | |
| 4 | A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表 | 4 |
| | (可児市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。) | |
| 5 | AF 介護予防ケアマネジメント サービスコード表 | 5 |

A2 訪問介護相当サービス用

可見市 介護予防・日常生活支援総合事業費

（可見市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単 位 数	算定単位
種類	項目			
A2 1111	訪問型独自サービスⅠⅠ	イ 1通当たりの標準的な回数を定める場合	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービスⅠⅠ・日割		39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービスⅠ2		2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービスⅠ2・日割		77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービスⅠ3		3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービスⅠ3・日割	イ 1通当たりの標準的な回数を定める場合	123	1日につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ		-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ・日割		-1	1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2		-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2・日割		-1	1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ3	イ 1通当たりの標準的な回数を定める場合	-37	1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ3・日割		-1	1日につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ			
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ			
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ			
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			1日につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			1日につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			1日につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	100	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		200	200
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50	1回につき
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の224/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の182/1000 加算	
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数の145/1000 加算	
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の221/1000 加算	
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の208/1000 加算	
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の200/1000 加算	
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の187/1000 加算	
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の184/1000 加算	
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅵ		所定単位数の163/1000 加算	
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅶ		所定単位数の163/1000 加算	
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅷ		所定単位数の158/1000 加算	
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅸ		所定単位数の142/1000 加算	
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅹ		所定単位数の139/1000 加算	
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅺ		所定単位数の121/1000 加算	
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅻ		所定単位数の118/1000 加算	
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅼ		所定単位数の100/1000 加算	
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅽ		所定単位数の76/1000 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の42/1000 加算	
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算	

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)用

可見市 介護予防・日常生活支援総合事業費

(可見市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。)

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ1該当の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			941	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス/211・日割		941単位	日割の場合	÷ 30.4日 31 単位	31	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス/212		事業対象者・要支援2			1,879	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス/212・日割		1,879単位	日割の場合	÷ 30.4日 62 単位	62	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス/213		事業対象者・要支援2			2,982	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス/213・日割	イ1該当の標準的な回数を定める場合	2,982単位	日割の場合	÷ 30.4日 98 単位	98	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211		(1)1週に1回程度の場合			9 単位減算	-9 1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211・日割		(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)1週に2回程度の場合			19 単位減算	-19 1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212・日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213	イ1該当の標準的な回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合			30 単位減算	-30 1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213・日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算				1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算				1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算				1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算				1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算				1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ初回加算	200単位加算			200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ニ生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2	ニ生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ口腔連携強化加算	50単位加算			50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ト介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算				

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、訪問型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同一です。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能です。

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

A6 通所介護相当サービス用

（可見市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード	サービス内容略称		算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービスⅠⅠ	イⅠ 通当たりの標準的な回数を定める場合		事業対象者・要支援Ⅰ		1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービスⅠⅠ・日割			1798単位	日割の場合 ÷ 30.4日 59 単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービスⅠⅡ			事業対象者・要支援Ⅱ		3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービスⅠⅡ・日割			3621単位	日割の場合 ÷ 30.4日 119 単位	119	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イⅠ 通当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援Ⅰ	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ・日割				日割の場合 ÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅡ			事業対象者・要支援Ⅱ	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅡ・日割				日割の場合 ÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ	業務継続計画未策定減算	イⅠ 通当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援Ⅰ	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ・日割				日割の場合 ÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ			事業対象者・要支援Ⅱ	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ・日割				日割の場合 ÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の5%加算	1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の5%加算	1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(施設)を行う場合	イⅠ 通当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援Ⅰ	376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援Ⅱ	752 単位減算	-752		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	-47 片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100 1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(Ⅰ) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援Ⅰ	88単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ		(Ⅰ)	事業対象者・要支援Ⅱ	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援Ⅰ	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ		(Ⅱ)	事業対象者・要支援Ⅱ	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援Ⅰ	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援Ⅱ	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(Ⅰ)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20 1回につき		
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40 1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の92/1000 加算					
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の90/1000 加算					
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の80/1000 加算					
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の64/1000 加算					
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅠ		(Ⅴ)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅰ) 所定単位数の81/1000加算				
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅡ			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅱ) 所定単位数の76/1000加算				
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅢ			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅲ) 所定単位数の79/1000加算				
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅣ			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅳ) 所定単位数の74/1000加算				
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅤ			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅴ) 所定単位数の65/1000加算				
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅥ			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅵ) 所定単位数の63/1000加算				
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅦ			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅶ) 所定単位数の56/1000加算				
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅧ			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅷ) 所定単位数の69/1000加算				
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅨ			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅸ) 所定単位数の54/1000加算				
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅩ			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅹ) 所定単位数の45/1000加算				
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅪ			(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅺ) 所定単位数の53/1000加算				
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅫ			(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅻ) 所定単位数の43/1000加算				
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅬ			(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅼ) 所定単位数の44/1000加算				
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅭ	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅽ) 所定単位数の33/1000加算						
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の12/1000 加算					
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の10/1000 加算					
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000 加算					

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

A6 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）用

可見市 介護予防・日常生活支援総合事業費

（可見市の通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の事業者指定を受けた事業者で、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）を提供した場合に適用する。）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			緩和	算定単位	
種類	項目							
A6	I211	通所型独自サービス／211	イ1 通所型独自の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,618	1月につき	
A6	I212	通所型独自サービス／211・日割		1,618 単位	日割の場合 ÷ 30.4日	53単位	53	1日につき
A6	I221	通所型独自サービス／212		事業対象者・要支援2			3,259	1月につき
A6	I222	通所型独自サービス／212・日割		3,259 単位	日割の場合 ÷ 30.4日	107単位	107	1日につき
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ1 通所型独自の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		16 単位減算	-16	1月につき
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		事業対象者・要支援2		33 単位減算	-33	1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算 イ1 通所型独自の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		16 単位減算	-16	1月につき
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算／211・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算／212		事業対象者・要支援2		33 単位減算	-33	1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算／212・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算		1日につき
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算／21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う イ1 通所型独自の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376単位減算	-376	1月につき
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算／22		事業対象者・要支援2		752単位減算	-752	
A6	5622	通所型独自送迎減算／2	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算／2	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2	ト 口腔機能向上加算			(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位加算	150
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2				(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位加算	160
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算／2	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480	
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／21	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88単位	88	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／22			事業対象者・要支援2	176単位	176	
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／21		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／22			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／21		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／22			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）			100単位加算	100
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）			200単位加算	200
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）			20単位加算	20 1回につき
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）			5単位加算	5
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の92/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の90/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の80/1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	エ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			所定単位数の64/1000 加算	
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅠ		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（一） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） 所定単位数の81/1000加算				
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅡ		(二） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） 所定単位数の76/1000加算				
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅢ		(三） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） 所定単位数の79/1000加算				
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅣ		(四） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） 所定単位数の74/1000加算				
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅤ		(五） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） 所定単位数の65/1000加算				
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅥ		(六） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） 所定単位数の63/1000加算				
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅦ		(七） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7） 所定単位数の56/1000加算				
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅧ		(八） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8） 所定単位数の69/1000加算				
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅨ		(九） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9） 所定単位数の54/1000加算				
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅩ		(十） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） 所定単位数の45/1000加算				
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅪ		(十一） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） 所定単位数の53/1000加算				
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅫ		(十二） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） 所定単位数の43/1000加算				
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅬ		(十三） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） 所定単位数の44/1000加算				
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅭ		(十四） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） 所定単位数の33/1000加算				
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の12/1000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の10/1000 加算	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000 加算		

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス／21・定超	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	定員超過の場合 ×70%	1,133	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス／21日割・定超			53単位		37	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／22・定超		事業対象者・要支援2	3,259単位		2,281	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス／22日割・定超			107単位		75	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9004	通所型独自サービス／21・人欠	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1,133	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス／21日割・人欠			53単位		37	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／22・人欠		事業対象者・要支援2	3,259単位		2,281	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／22日割・人欠			107単位		75	1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算、~~介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算~~は、通所型サービス（現行相当サービス提供）のコードと同じです。

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

AF **介護予防ケアマネジメントサービスコード表**
 可見市 介護予防・日常生活支援総合事業費

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	442単位	442	1月につき
AF	2114			高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438	
AF	2115			業務継続計画未策定減算 4単位減算	434	
AF	2116			業務継続計画未策定減算 4単位減算	438	
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA 初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300	
AF	4002	介護予防ケアマネジメントA 委託連携加算	ハ 委託連携加算	10単位加算	10	1回につき
AF	4003	介護予防ケアマネジメントA 居宅委託連携加算	ニ 居宅委託連携加算	290単位加算	290	
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC	ホ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5		510	

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止